

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付要綱

公益社団法人宮崎県食品衛生協会

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人宮崎県食品衛生協会（以下「食品衛生協会」という。）が、飲食店における新型コロナ対策認証（以下「ひなた飲食店認証」という。）を取得するために換気設備設置等を行う飲食店等事業者に対して補助金を交付する事業について、必要な事項を定めることにより、補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けている事業者であること。
- (2) ひなた飲食店認証制度の対象となる事業者であり、かつ、ひなた飲食店認証の申請をする事業者であること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (5) この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないと食品衛生協会長（以下「会長」という。）が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付申請を、当該年度の12月末日までに会長に対し

て行わなければならない。

- 2 前項の申請は、別記様式第 1 号によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 第 2 条第 3 号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から 3 か月以内のもの。写しでも可。）
 - (2) 第 2 条第 4 号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第 2 号）
 - (3) 補助対象経費が確認できる書類等
 - (4) 補助対象事業の内容が確認できる図面等
 - (5) 工事前の現場写真
 - (6) ひなた飲食店認証基準適合チェックシート（添付様式 1）
 - (7) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可証の写し（新規開業予定の場合を除く）
 - (8) その他会長が必要と認める書類
- 3 補助事業者は、第 1 項の申請をするにあたり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第 5 条 前条の申請の審査の結果、補助金を交付することが適当と認めるときは、会長は、補助金の交付の決定を行い、別記様式第 3 号により交付申請者に通知する。また、適当と認めないときは別記様式第 3 - 1 号により交付申請者に通知する。

（補助条件）

第 6 条 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (2) 交付決定を受けた補助対象事業を対象とした他の補助金の交付を受けてはならない。
- (3) 会長は、第 4 条第 3 項の規定により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し、適当と認め

たときは、当該消費税等仕入控除額を減額して交付決定するものとする。

- (4) 会長は、第4条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- (5) その他この要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の変更申請)

第8条 補助事業者は、交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容の変更等が生じた場合は、別記様式第4号を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。

(補助金の変更交付の決定)

第9条 前条の申請の審査の結果、補助金を変更交付することが適当と認めるときは、会長は、補助金の変更交付の決定を行い、別記様式第5号により交付申請者に通知する。

(中止又は廃止の届出)

第10条 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする時は、速やかに別記様式第6号を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金の実績報告を、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに会長に対して行わなければならない。

2 前項の申請は、別記様式第7号によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し
- (2) 工事請負費等の領収書（口座振替による振込受付書）の写し
- (3) 工事完了報告書等の補助対象事業の完了を証明する書類の写し
- (4) 工事前後の写真
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可証の写し（第

4条の申請時に提出していない場合)

- 3 第4条第3項ただし書きの規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、第1項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第3項ただし書きの規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに報告し、会長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、前条の規定により実績報告があつたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、適当と認めるときは、補助金の交付額の確定を行い、別記様式第9号により補助事業者に通知する。

(補助金の交付方法)

第13条 この補助金は、精算払により交付する。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、会長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、交付決定を取り消し、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又はその他の不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) ひなた飲食店認証を辞退し、又は取り消されたとき。
- (3) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(状況報告及び調査等)

第17条 食品衛生協会は、必要に応じて補助事業者から補助対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

(その他の必要な事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行し、宮崎県新型コロナ対策飲食店認証取得支援事業費補助金に適用する。

別表 (第3条関係)

補助対象経費	補助率等
必要換気量を満たしていない飲食店等がひなた飲食店認証を取得するために必要な換気設備設置等に要する次の経費 ・備品費 (工事請負契約等により設置するもの) ・施工費 (施工に伴う運搬費を含む。) ・委託費 ・設計監理費 ・工事費 (附帯工事費を含む。) ・その他必要と認める経費	(補助率) 補助対象経費の10分の10以内 (補助上限額) 1事業者あたり50万円を上限とする。